

議案第 6 3 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

附則中第 1 項を第 1 条とし、第 2 項を第 2 条とし、第 3 項を同条第 2 項とし、第 4 項を同条第 3 項とし、第 5 項を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

第 4 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料（令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第 1 号被保険者の資格の取得に係る届出を 14 日以内に行わなかったことにより、令和 2 年 1 月以前の納期に係る納期限が同年 2 月 1 日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第 1 号被保険者

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第 1 号被保険者であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の 3 以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定による減免をした場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第4条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四万十町介護保険条例附則第4条の規定は、令和2年2月1日から適用する。